

東浦町障がい児保育検討会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本町に住所を有する心身に障がい又は発達に心配若しくは遅れのある乳幼児の町立の保育園及びなかよし学園への入所等の適正な実施を図るため、東浦町障がい児保育検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保育及び療育（以下「保育等」という。）の実施の開始、解除、停止及び停止の解除に関すること。
- (2) 保育等の方法及び内容についての助言及び指導に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから健康福祉部長が任命する。

- (1) なかよし学園園長
- (2) 指導保育士
- (3) 保育園園長
- (4) 健康課保健師
- (5) ひがしうら総合子育て支援センター所長

(委員)

第4条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は指導保育士とし、副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、児童課長が必要に応じ招集する。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討会は、協議に関係のある者を検討会に出席させて説明を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉部児童課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

2 東浦町立保育園障害児保育審査委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。